

栗東市告示第1035号

栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年4月1日

栗東市長 竹村 健

栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」という。）を契機とした広域的なスポーツ大会やイベント等の開催を支援することにより、本市の活性化及び知名度の向上を図るとともに、スポーツによる子どもの育成及び生涯にわたるスポーツを楽しむ機会の提供を目的として、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの栗東市開催競技（以下「競技」という。）に係るスポーツ大会等を開催する者に対し、予算の範囲内において、栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和41年栗東市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象競技)

第2条 この補助金の対象となる競技は、次に掲げるスポーツとする。

- (1) ゴルフ
- (2) レスリング
- (3) パワーリフティング
- (4) スローイングビンゴ
- (5) スポーツチャンバラ
- (6) ビリヤード
- (7) 卓球バレー

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、競技の普及及び振興のために、本市で開催される次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 本市以外の地域からの参加が認められるスポーツ大会又はイベント
- (2) 啓発事業

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに

該当する者とする。

- (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポで競技を開催した競技団体（当該団体に協力した市内の競技関係団体を含む。）
- (2) 補助対象事業を実施する施設の管理者
- (3) 第1号に掲げる団体のほか、市長が特に必要と認める団体
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費から次項に定める収入を減じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が10万円を超える場合は、10万円とする。

- 2 収入とは、入場料、参加費、寄附金、広告料及びこの要綱に基づく補助金以外の補助金等とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を実施する7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請は、1の補助対象者につき1の年度において1回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

（補助金の変更申請）

第9条 前条（次項の規定により準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に変更（軽微な変更であって市長が認めた場合を除く。）が生じたときは、当該変更について市長に申請しなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金事業収支決算書(別記様式第6号)
- (2) 補助対象経費の内容が分かる領収書等の写し
- (3) 補助対象事業の活動等が分かる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助対象事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金事業額確定通知書(別記様式第7号)により、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、栗東市国スポ・障スポレガシー事業補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付について市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費	
区分	内訳
報償費	講師、イベントゲスト等の謝礼や参加賞等の購入費
旅費	講師、イベントゲスト、競技役員等の移動・宿泊に要する経費
消耗品費	事業実施に必要な物品の購入費
食糧費	ふるまい、支給弁当等
印刷製本費	ポスター、チラシ等作成費
通信運搬費	通信費、運搬費又は郵送料
保険料	イベント等保険料
委託料	大会、イベント、教室等に必要な委託費
使用料及び賃借料	会場、設備、器具の使用料等
備品購入費	競技道具、器具等の購入費